

Q&A

令和6年11月21日改訂

【申請手続き等】

Q1 令和6年度下期の一般助成事業からのルール変更について教えてください。

A1 令和6年度上期より一般助成について、ルールを変更していましたが、再度見直しを行いました。

その結果、下記のとおりに改めて実施いたします。

- ①青少年健全育成活動を「事業の立ち上げ」と「定着」を支援することを基本とする。
- ②各事業の初度の採択から3年の助成を原則とする。
- ③ただし、「事業の成果と課題に基づく改善方策」、「事業の継続に向けた人材・財源を含めた6年目以降の将来像」を提出いただくことにより、事業継続に向けた取り組みを促すことを目的に、4年目、5年目についても助成申請を可とする。

Q2 助成金を受け取ったことがある団体です。

今回、「新規」として申請書を提出する予定ですが、以前に助成を受けていた事業内容と類似しています。その場合、「継続」として取り扱われることはありますか？

A2 各団体より「異なる事業」として提出いただいた申請であったとしても、過去に提出いただいた申請の目的、実施内容等から類似、または、継続事業として、審査会にて判断された場合は、「継続事業」として取り扱う場合もあります。

申請書を提出いただく際に、以前の事業と「異なる点」について、明確に記載をしてください。

審査結果ならびに審査会での指摘内容等を各団体様宛にお知らせしますので、ご確認ください。

Q3 令和5年度まで3年連続で提出した場合、3年間空けて提出するように指示を受けていた。3年間空けて再度同じ事業内容で提出する場合は、新規での提出は可能ですか？

A3 「新規」で提出いただくことは可能ですが、過去に提出いただいた申請の目的、実施内容等から類似、または、継続事業として、審査会にて判断された場合は、「継続事業」として取り扱う場合もあります。

申請書を提出いただく際に、以前の事業と「異なる点」について、明確に記載をしてください。

審査結果ならびに審査会での指摘内容等を各団体様宛にお知らせしますので、ご確認ください。

Q4 助成可能期間が、最長5年に変更しましたが、感染症の流行状況などにより、事業を見合わせた年がありました。間隔が空いてしまった場合は、提出ができないのでしょうか？

A4 事業を実施される際、感染症の流行状況などにより、該当助成の申請に間隔が空いてしまった場合に関しましては、事務局までご相談ください。（累計申請回数は最大5回）

Q5 新たに事業を複数行うことになりました。複数申請しても大丈夫ですか？
また、上期、下期ともに申請書を提出することは可能ですか？

A5 1 団体につき1年度内に1事業のみの申請となります。
そのため、上期に助成を受けた場合には、下期に申請はできません。

Q6 他の団体から助成を受けている場合（予定を含む）でも、申請は可能ですか？

A6 1 県から助成を受けている事業は申請できません。
2 上記1以外の団体からの助成の場合、本助成金と併用できます。ただし、団体等によっては併用できない場合がありますので、ご確認のうえ申請してください。

Q8 団体を設立してから1年経っていませんが、申請は可能ですか？

A8 申請できません。
県域で1年以上活動している団体が助成対象となります。
※ 令和6年度上期の場合、令和5年3月31日以前に設立し、現に活動を行っている団体が対象となります。

Q9 団体に所属する青少年メンバーでキャンプに行くことになりました。申請は可能ですか？

A9 対象外となります。
ただし、団体に所属していない青少年にも募集を掛けて、実施する場合は対象となります。
その場合、参加者募集方法など、具体的に申請書に記載してください。

Q10 舞台鑑賞や音楽鑑賞などの「鑑賞」を目的とする事業に関する申請は可能ですか？

A10 私共の助成金は、芸術や音楽などの「鑑賞」を目的とする事業への助成は対象外となります。ただし、青少年が芸術や音楽活動などに参加するなどの、体験活動となっている場合は、助成の対象となります。具体的に「青少年たちがどのような形で事業に関わるのか」などを申請書に記載してください。

Q11 地域の子供達が参加するお祭りなどへの申請は可能ですか？

A11 参加する青少年が運営に携わるなど、ただ単に「観衆」になるのではなく、社会参加や世代間交流、地域間交流に参加していれば申請は可能です。
ただし「子ども会」など、自団体のメンバーのみの参加の場合は、対象外となります。

【助成対象経費】

Q12 スタッフに謝金を出そうと思うのですが、助成対象ですか？

A12 申請する団体のスタッフの謝金は対象外経費となります。

Q13 団体が参加者人数分の切符を窓口で一括購入し、公共交通事業者から団体宛に領収書を発行いただける場合、助成対象になりますか？

A13 参加者の方々が1つの場所（例：駅やバスターミナル等）に集合し、公共交通機関を利用して、目的地に行く際、団体一括で目的地までの切符を購入する場合のみ、「旅費」として取り扱うことが可能です。
ただし、自宅から集合場所、また、自宅から活動場所までの交通費については、対象外となります。

Q14 自家用車使用で高速道路を利用する際、ETC利用を予定しています。可能でしょうか？

A14 ETCを利用いただくことは可能です。
ただし、利用実績を確認するために以下のいずれかの書類を必ず添付してください。
【必要書類（1種類で可）】
利用証明書（ホームページ等から入手可）、カード会社の請求明細書等、内訳のわかるもの。

Q15 自家用車使用時に、有料駐車場を利用する場合は、助成対象になりますか？

A15 「旅費」として、助成対象です。
報告書を提出いただく際に領収書が必要となりますので、必ず利用される駐車場で、領収書をもらってください。

Q16 キャンプ等を行った際のスタッフ分の参加費や参加に掛かる費用を助成していただくことは可能ですか？

A16 スタッフ分の費用（交通費は除く）は助成対象外です。
この場合、自己資金で賄うようにしてください。

Q17 インターネット通販（EC サイト）を通じ物品を購入する予定です。団体名ではなく、個人名での購入でも可能でしょうか？

A17 申請時に記載される、代表者名、または、担当者名での購入であれば、可能です。

Q18 事業を行うにあたり、子供達が使用する物品を複数個購入する予定です。助成対象となりますか？

A18 申請事業に直接使用する物品（例：工作材料等）で、事業終了後、団体に他の活用に流用しないものであれば、物品の種類問わず購入可能です。

Q19 物品を購入した際は、領収書と明細書の両方とも必要ですか？

A19 必ず領収書の添付をお願いしております。ただし、領収書が金額や「〇〇代」などの記載のみで、明細（品目、数量、価格など）がわからない場合は、明細書（請求書、納品書でも可）の添付もお願いしています。

Q20 事業を行うにあたり、ホームページ更新を行うことになり、更新料が発生しました。助成対象となりますか？

A20 ホームページ更新料は、団体等の維持、運営費に該当するものとして取り扱いますので、対象外となります。

Q21 前回申請した事業が残念ながら不採択となりました。再度、同じ事業で申請は可能でしょうか？

A21 令和6年度下期から、不採択の通知書に参考として、不採択の理由を記載しますので、その点の改善等を行ったうえで、再度チャレンジしてください。